

【資料 2】

羽曳野市地域密着基盤整備推進委員会への諮問について

諮問事項

○指定地域密着型サービス等の事前協議の完了についての意見聴取

指定地域密着型サービスの事業を行う下記の予定者から、事前協議書等の提出を受け、当該事業予定者と指定申請に係る事前協議を行った結果、当該事前協議の完了を可とすることについて諮問します。

当該事業を行う予定者に対しては、事前協議の完了を可とする旨を記した事前協議完了通知書を送達しますが、本諮問に係る地域密着基盤整備推進委員会の意見を踏まえ、市長の意見等を付して通知します。

なお、事前協議完了通知の後は、指定の申請を受け付け書類審査等の後に指定するという流れになります。

○事前協議完了等諮問対象事業者及びサービス種類

1	事業予定者（法人名）	株式会社 Create
	サービスの種類	指定地域密着型通所介護
	事業開始予定日	令和 5 年 4 月 1 日
	事業所開設予定地	羽曳野市高鷲 2 丁目 3 番 1 9 号
	日常生活圏域	西圏域
	事前協議等経過	事前協議書提出：令和 5 年 1 月 2 3 日 書面審査終了日：令和 5 年 2 月 2 日

(参考) 諮問の法的根拠

介護保険法 (抄)

(指定地域密着型サービス事業者の指定)

第78条の2 第1項～第6項 省略

7 市町村長は、第四十二条の二第一項本文の指定を行おうとするとき、又は前項第四号若しくは第五号の規定により同条第一項本文の指定をしないこととするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

羽曳野市高年いきいき条例 (抄)

(介護保険等推進協議会)

第14条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する市長の附属機関として、羽曳野市介護保険等推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第15条 協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)～(2) 略

(3) 介護保険法第42条の2第5項、第54条の2第5項、**第78条の2第7項**、第78条の4第6項、第115条の12第5項及び第115条の14第6項の規定に基づく審議及び意見具申

羽曳野市介護保険等推進協議会規則 (抄)

(委員会)

第7条 協議会に次の各号に掲げる委員会(以下「委員会」という。)を置き、それぞれ当該各号に定める事務を所掌させる。

(1) 略

(2) 羽曳野市地域密着基盤整備推進委員会 **条例第15条第3号**、第4号及び第6号に掲げる事務